

令和 3 年度税制改正のポイント

令和 3 年度税制改正について解説します。

I 企業関係

1 研究開発を支援！中小企業技術基盤強化税制の拡充・延長

中小企業が研究開発投資を行った場合に、試験研究費の増加割合に応じて、試験研究費総額の 12%～17%を税額控除（法人税額の 25%が上限）できる中小企業技術基盤強化税制について、制度の拡充と適用期限の 2 年延長が行われます。

(1) 控除上限に法人税額の 10%を上乗せする特例措置の見直しと延長

下記、アとイのいずれかの選択適用です。

ア．試験研究費割合が 10%超の場合に、控除上限に法人税額の 10%を上乗せする特例を 2 年延長

イ．試験研究費割合が 8%超の場合に控除上限を上乗せする特例について、以下のように 8%超を 9.4%超の場合に見直すとともに、制度を 2 年延長

増減試験研究費割合	税額控除率
9.4%超	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ ※17%が上限
9.4%以下	12%

適用 令和 5 年 3 月 31 日まで

(2) 新設（新型コロナの影響により減収した企業への特例）

一定期間の売上高が 2%以上減少したなかでも、試験研究費の額を増加させた場合には、控除上限（法人税額の 25%）に、さらに法人税額の 5%が上乗せされます。

適用 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに開始する事業年度に適用

2 DX 促進や脱炭素へ！新たな投資促進税制の創設

(1) DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革（DX）を促すため、DX 投資促進税制が創設されます。改正後の産業競争力強化法に基づく「事業適応計画」（仮称）の認定を受けた企業が、その計画により取得・利用するソフトウェア又はソフトウェアと連携して利用する機械装置・器具備品、クラウド型システムへの移行に係る初期費用について、特別償却（30%）又は税額控除（3%〈他社とデータ連携する場合は 5%〉）のいずれかを選択適用することができます。

※税額控除の上限額は、(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制との合計で法人税額の 20%

適用 改正産業競争力強化法の施行日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(2) 脱炭素（カーボンニュートラル）に向けた投資促進税制の創設

2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けて企業の脱炭素化投資を促進するための税制が創設されます。改正後の産業競争力強化法に基づく「中長期環境適応計画」（仮称）の認定を受けた企業が、その計画に基づき、①**脱炭素効果が高い製品の生産設備**や、②**生産工程等の脱炭素化と付加価値の向上を両立する設備の導入**について、特別償却（50%）又は税額控除（5%〈一定の要件を満たす場合は 10%〉）を選択適用することができます。

※税額控除の上限額は、(1) DX 投資促進税制との合計で法人税額の 20%

適用 改正産業競争力強化法の施行日から令和 6 年 3 月 31 日まで

参照：「事務所通信 令和 3 年度改正税法特集号」T K C